令和8年11月13日
熊野町立熊野東中学校

災害共済給付システムリニューアルに伴う重要なお知らせ

日頃より、熊野東中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、日本スポーツ振興センター(JSC)の「災害共済給付システム」が、令和９年(2027年)1月から新しくなります。

システムリニューアルに伴い、災害共済給付金の申請手続きが一時的に停止となります。つきましては、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

■お手元の書類(医療等の状況等)の提出について

学校の管理下のけが等で医療機関を受診し、まだ熊野東中学校へ提出していない書類がある場合は、下記の期限までにご提出をお願いいたします。

熊野東中学校への提出期限:令和８年11月20日(金)まで

※期限以降に提出された場合は、新システム稼働後(令和９年１月以降)のお手続きとなりますのでご了承ください。



■令和９年１月以降の申請方法について



令和９年１月からは、新システムでの申請手続きに移行します。

新システムでは、保護者の方に、スマートフォンやタブレットなどで「医療等の状況」等を撮影し、アップロードして書類をご提出いただく機能を設けています。

熊野東中学校では、当分の間、今までどおりの提出方法としますので、引き続き、学校まで「医療等の状況等」の証明書類をご提出ください。

11月20日以降の申請については学校にお問い合わせください。

■請求期限(時効)に関して

災害共済給付の請求には期限(時効)があり、同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月 10日の翌日(11日)から起算して２年の間に請求を行わないときは時効となり、給付を受けることができなくなります。

ただし、今回のシステムリニューアルに伴う請求停止期間中に時効を迎える請求については、JSCにおいて必要な対応を行い、給付を受ける権利が失われないようにいたしますので、ご安心ください。

令和８年１２月より保護者の方向けのご案内チラシ・動画が公開されますので、ぜひご覧ください！

